

史跡仙台城跡保存活用計画の概要

平成 31 年 1 月 仙台市教育委員会

計画策定の目的と沿革 (第 1 章)

仙台城跡は近世を代表する城郭として重要であるため、平成 15 年 8 月に史跡に指定されました。史跡の保存管理と整備のための計画として「仙台城跡整備基本構想」(平成 16 年 3 月)、「仙台城跡整備基本計画」(平成 17 年 3 月)がありますが、策定から 10 年以上が経過していることから見直しを行うこととしました。

文化財保護法では文化財の保存と活用を図るとうたっているように、保存と活用は文化財の保護の両輪といえます。また、平成 31 年 4 月 1 日に施行される文化財保護法の一部改正では、文化財の計画的な保存と活用の促進のため保存活用計画の作成が示されています。私たちのまち仙台の礎といえる仙台城跡を後世に伝えるとともに、まちづくりに活かしていくための保存活用事業を適切に実施することを目的として、保存管理のみならず広く活用・整備等を視野に入れた保存活用計画を策定します。

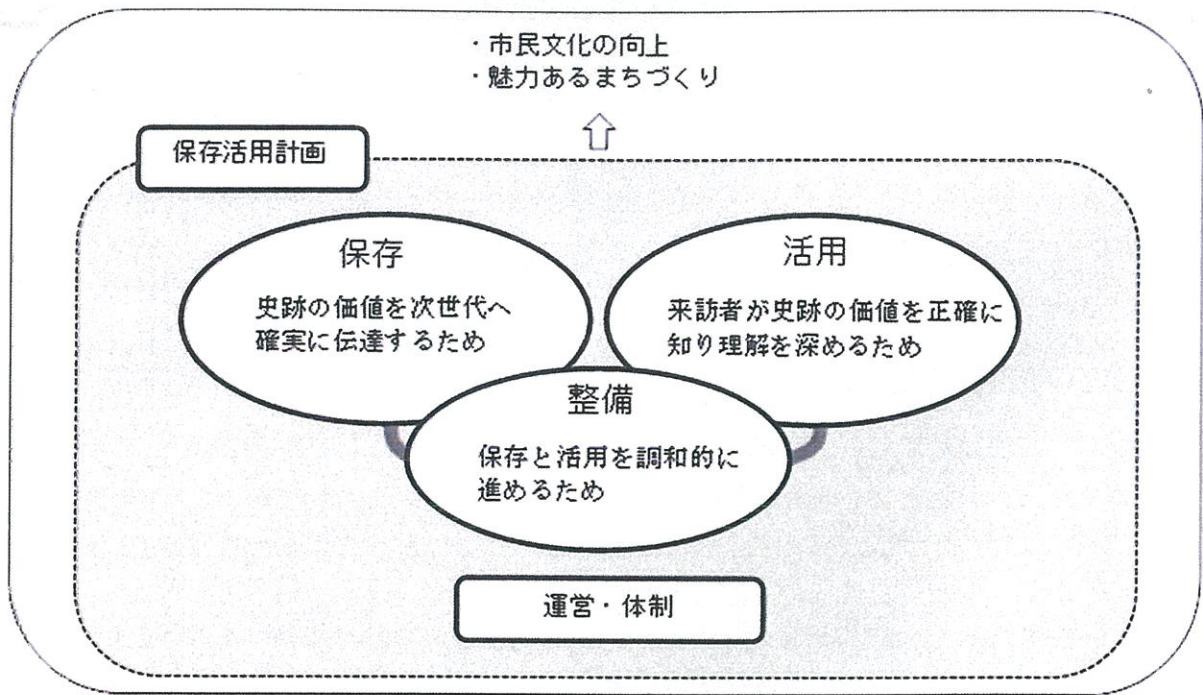
<計画期間>

おおむね 20 年間としますが、定期的に自己点検を行い、場合により見直しの必要性を検討します。



仙台城跡空撮 (東から 平成 27 年・2015 撮影)

広瀬川、千貫沢、竜の口溪谷に囲まれた範囲が仙台城跡です。



史跡の概要 (第2章)

仙台城跡をとりまく自然的環境、城の歴史と縄張、法的規制など

史跡の現状 (第3章)

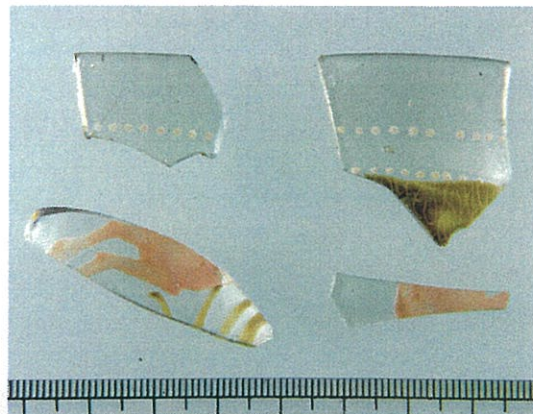
史跡指定の状況、これまでの調査成果など

史跡の価値 (第4章)

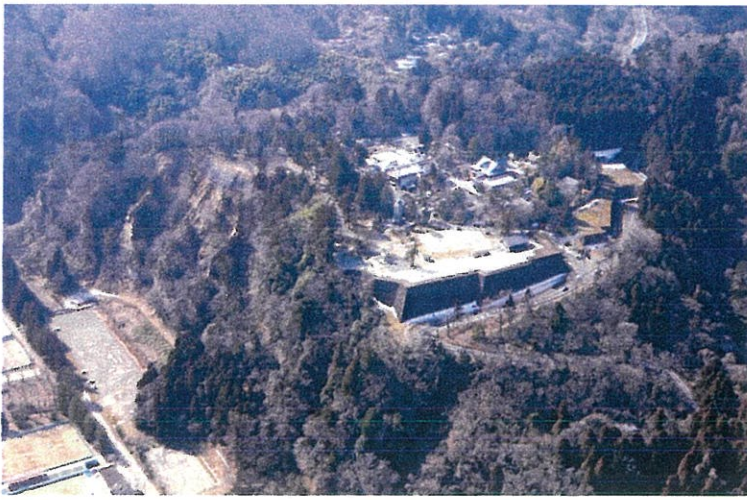
- 我が国近世を代表とする城郭としての姿がよく残されており、石垣修復工事に伴う調査では3期にわたる石垣の変遷が確認されたほか、金箔瓦やヨーロッパ産ガラス器など重要な遺物が出土しました。
 - 地形的条件を巧みに利用し防御性を高めた城郭であり、遺構と連続性をもって価値を形成する豊かな自然環境が、城郭としての特性をより深めています。
 - 関ヶ原合戦直後に築かれた山城と、徳川政権確立期に築かれた二の丸という、当時の社会情勢を反映した縄張が確認できます。
- ※今後、さまざまな調査を進めることにより、新たな価値が付加されていきます。



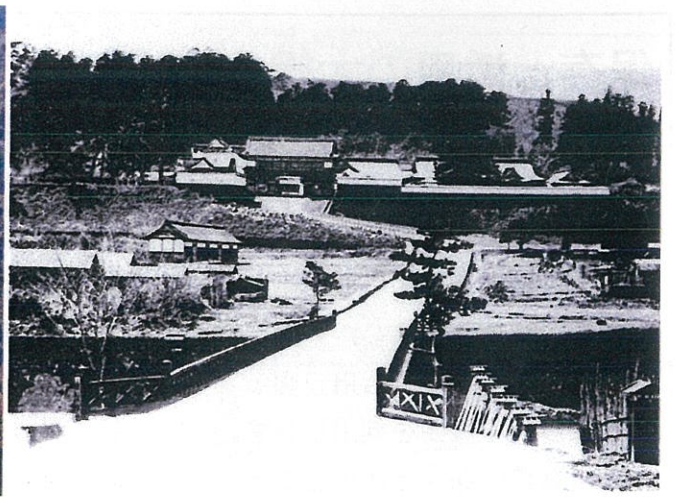
本丸北壁石垣



ヨーロッパ産ガラス



急崖に面した本丸跡（北東から撮影）



明治初め頃の仙台城跡と大橋（東から撮影）
仙台市博物館所蔵

現状と課題（第5章）

（主なもの）

○樹木等と遺構保護・景観

仙台城跡は豊かな自然環境と共存しているという特徴がありますが、一方、樹木の根が石垣や土塁の変形の原因となる場合があります。また、城跡からの眺望や周囲からみた景観に樹木が影響を与えている面もあります。そのため、樹木等の維持管理について検討する必要があります。

○史跡地内を通る市道

史跡指定地内を、通勤や観光等のために多くの車両が通っていますので、遺構の保存や安全な見学への影響について検討する必要があります。

○継続的な調査

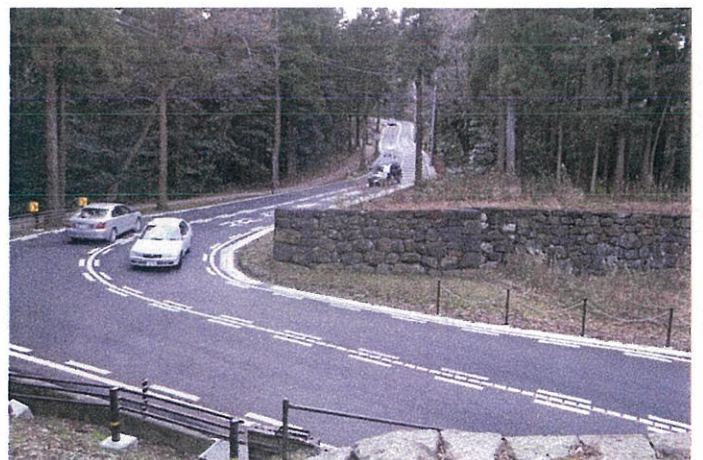
計画的な発掘調査や史資料調査などを継続して行う必要があります。

○青葉山公園整備事業との連携

追廻地区の整備事業が史跡の活用につながるよう、連携していく必要があります。



大橋から見た仙台城跡の景観



城内の車両通行

保存と活用の大綱 (第6章)

(主なもの)

- 仙台の歴史の原点となる仙台城跡のさまざまな価値を保持しつつ、歴史の正しい理解を広めるとともに、仙台らしい都市空間づくりの中核となる事業として、保存管理と活用を図ります。
- 仙台城跡が位置する青葉山地区の歴史的・自然的環境の維持・保全に努め、仙台城跡からの眺望や市街地からの眺望に配慮した景観形成を図ります。
- 調査成果に基づく活用を図ることにより、市民や子どもたちが仙台の歴史に親しみ学び、観光客がより一層楽しめる機会を創出します。
- 仙台城跡の保存と活用を推進し、仙台城跡の価値と魅力を伝えることにより、市民の城としての意識を高め、仙台のまちづくりや交流人口の増加に寄与します。

保存の基本方針・方向性・方法 (第6章・第7章)

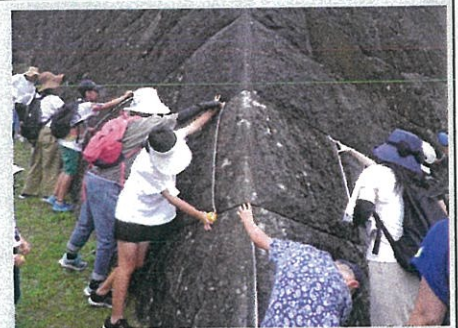
(主なもの)

- 石垣・堀などの遺構や自然地形、植生などを確実に保存し、後世に継承します。
- 調査研究を計画的に継続して実施します。
- 現状変更に関する方針を定め、適切に運用します。
- 史跡地内を通る交通量の多い市道については、史跡の保存と活用の面から影響がありますが早急な通行制限は困難ですので、当面車両通行と遺構保護・活用の両立を図る対策について検討を進めます。
- 遺構に関する現状把握(分布、規模、内容など)を行ったうえで保存にあたります。
- 日常の維持管理を適切に行います。
- 植生については、現状の把握を行ったうえで史跡の保存と活用の観点から維持管理の方針を検討します。

活用の基本方針・方向性・方法 (第6章・第8章)

(主なもの)

- 遺構や調査成果を積極的に公開します。
- 仙台城跡の価値を分かりやすく伝えるための環境を整えます。
- 仙台城跡を観光資源として活かし、地域社会・地域経済を活性化させるまちづくりへつなげる施策について検討していきます。
- ガイド活動団体など、市民活動の支援や連携を進めます。
- 日本遺産「政宗が育んだ“伊達”な文化」を構成する文化財や市内にあるその他の文化財などと一体となった活用を図ります。
- 天然記念物青葉山の活用については、東北大学植物園と連携して行います。
- 史跡周辺にある仙台市博物館、国際センターなどの施設や、今後整備される青葉山公園の(仮称)公園センターなどの諸施設の活動と連携します。



親子で石垣の大きさを測る
体験活動



市内の文化財などを巡る循環バス
「るーぷる仙台」

整備の基本方針・方向性・方法 (第6章・第9章)

(主なもの)

- 保存と活用のために計画的に整備事業を実施し、進捗状況は定期的に検証します。
- 整備事業の計画立案にあたっては、調査成果を十分に検証し、史跡の価値の正しい理解につながるようにします。
- 現存遺構の顕在化や調査成果に基づく遺構表示などにより、城郭のかつての姿を尊重した整備を検討します。
- 多様な来訪者に対応できるよう、ユニバーサルデザインに配慮します。
- 歴史的建造物については、発掘調査により遺構が明らかとなり、かつ建物構造等に関する絵図等や古写真が存在する場合には、必要な範囲で復元整備を行います。



本丸大広間跡遺構表示整備と
仙台城見聞館

運営・体制の整備の基本方針・方向性・方法

(主なもの)

(第6章・第10章)

- 事業推進のために必要な体制を整備し維持します。
- 関係する機関や諸団体との情報共有や事業連携を行います。
- 市民団体の活動支援や協働を進めます。



ガイドボランティアの活動

施策の実施計画 (第11章)

短期的施策 (概ね10年程度)

- ・整備基本計画の見直し
- ・石垣測量の実施と石垣カルテの作成
- ・景観と植生管理に関する方針の検討
- ・車両通行と遺構保存対策 (暫定)
- ・市民活動との連携策を検討

中・長期的施策

- ・整備基本計画に基づく整備の実施
- ・景観と植生管理に関する方針に基づく維持管理の実施
- ・遺構保存と活用の面からの、史跡地内の道路のあり方を検討

継続して実施

- ・調査・研究、調査成果等の公開

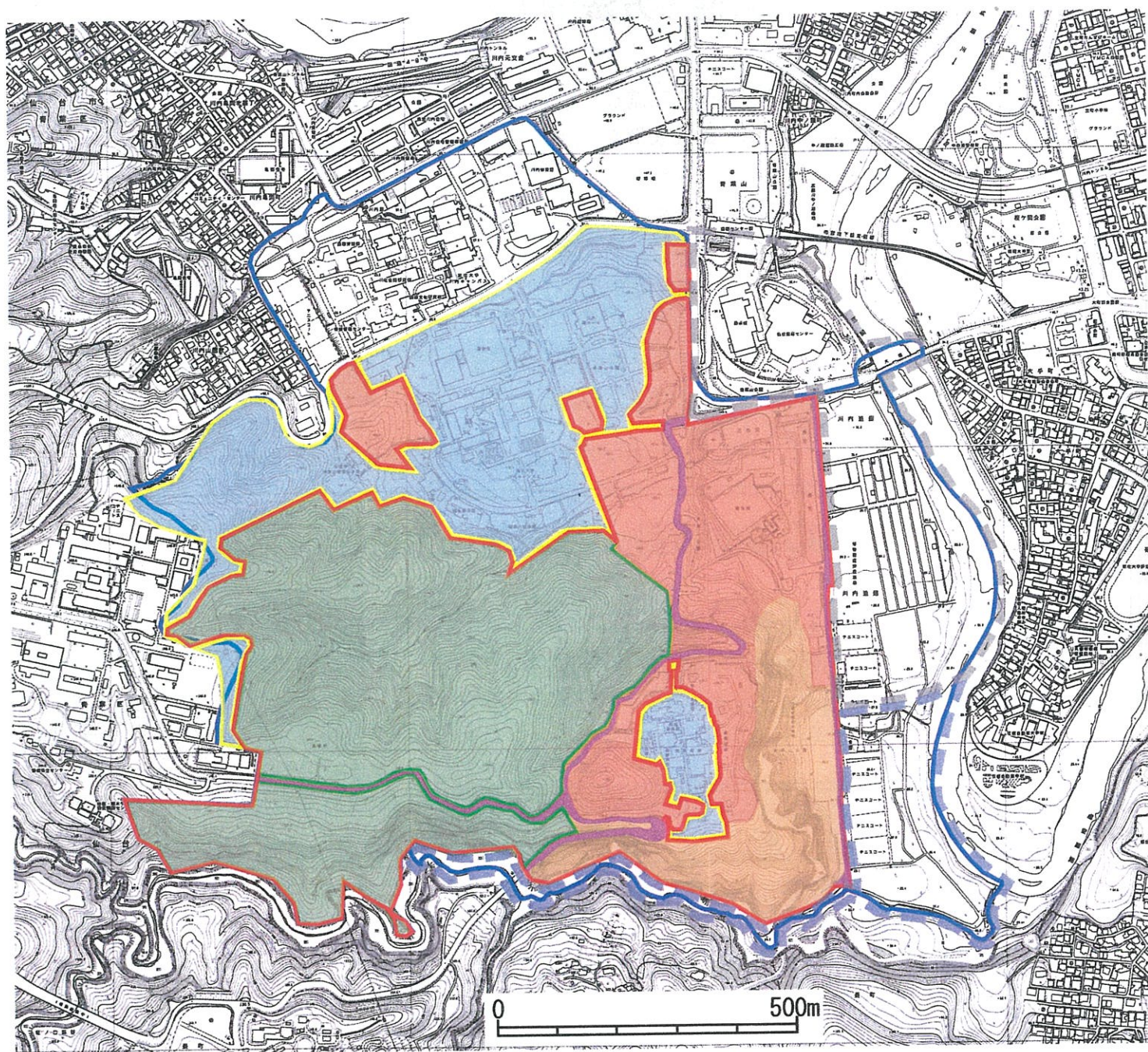
<大手門の復元について>

大手門を復元する場合、市道の代替機能の確保や脇櫓も併せて建て替えるという課題がありますので、復元整備のありかたについては、継続して検討していく必要があります。

経過観察 (第12章)

各種の施策の実現状況を把握するため、定期的に自己点検を行います。

計画対象範囲の地区ごとの保存管理方針

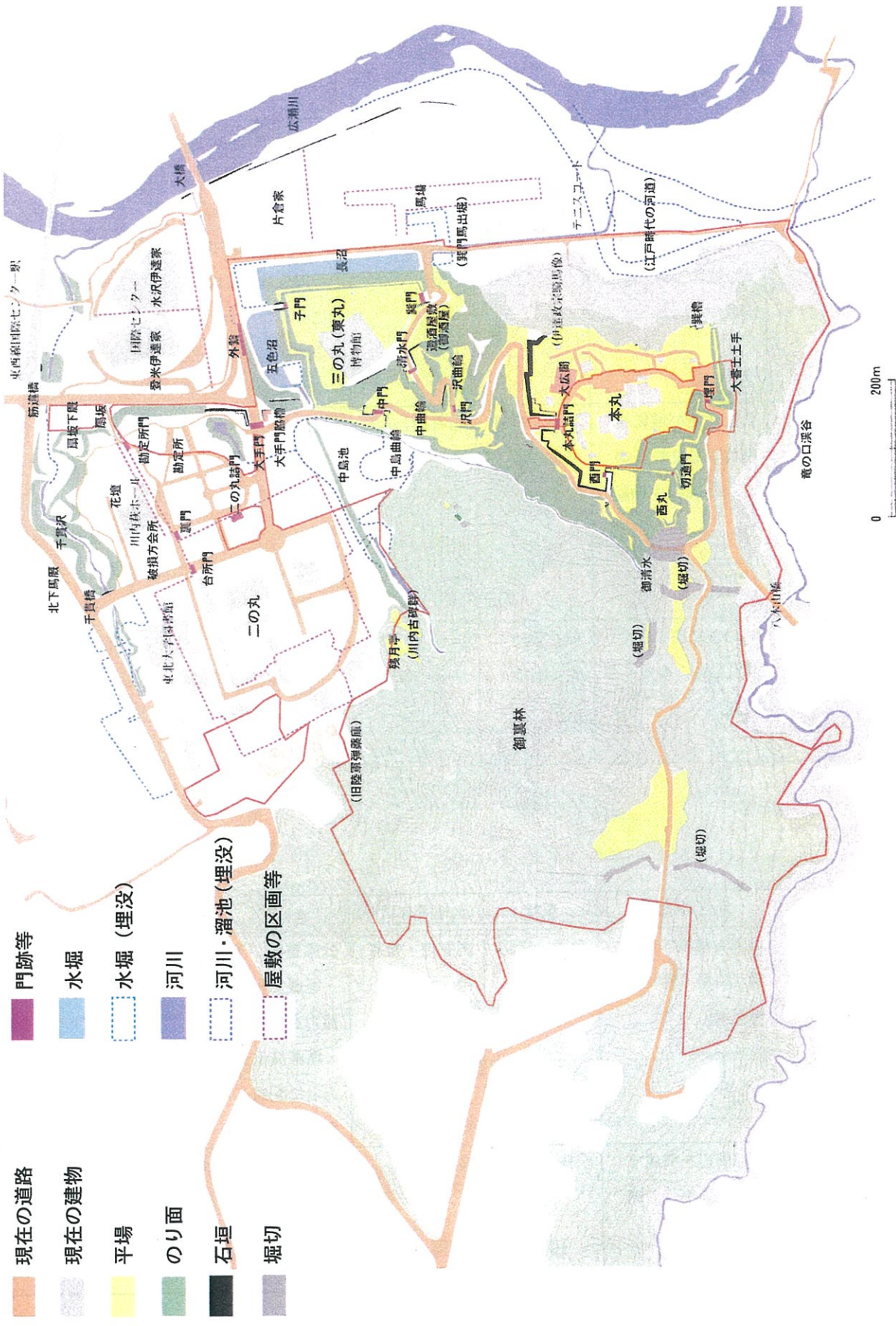


- | | | |
|--|---|--|
|  史跡指定地 |  第一種保存地区 1 |  周辺地区 1 |
|  史跡を目指す範囲 |  第一種保存地区 2 |  周辺地区 2 |
|  埋蔵文化財包蔵地 |  第二種保存地区 | |
| |  第三種保存地区 | |
| |  第四種保存地区 | |

指定状況	地区種別	地区の性格	現状	土地所有状況	保存管理の方針
史跡	第一種保存地区 1	城郭を構成する曲輪・登城路（本丸・三の丸〔東丸〕・二の丸・沢曲輪・中曲輪・中島曲輪等）	公園・大学敷地・山林・道路	国有地・市有地・民有地	遺構を現状のまま保存する。 保存管理・活用のため及び公園利活用のために必要な行為に限り現状変更を認める。
史跡・天然記念物	第一種保存地区 2	御裏林（御清水・堀切等） 良好な自然環境	東北大学植物園	大学法人有地	自然環境及び遺構を現状のまま保存する。 保存管理・活用のために必要な行為に限り現状変更を認める。
史跡	第二種保存地区	崖地、旧河道などの、城郭を構成する自然地形	公園	国有地	原則として現状のまま保存する。 保存管理・活用のため及び公園利活用のために必要な行為、並びに地形保護や来訪者の安全確保のために必要な行為に限り現状変更を認める。
	第三種保存地区	御裏林及び城郭を構成する曲輪（本丸・沢曲輪・中曲輪）	車両が通行する道路	市有地	原則として現状のまま保存する。 道路の維持管理及び遺構や来訪者に対する安全確保のために必要な行為に限り現状変更を認める。ただし、道路の維持管理のための現状変更については、原則として既存施設の規模を超えないものとする。
未指定地	第四種保存地区	城郭を構成する主要な曲輪（本丸・二の丸）	神社敷地・大学敷地・道路	国有地・市有地・民有地	将来史跡に指定することを目指すため、開発行為にあたっては、事業者は、事前の発掘調査を前提に、遺構への影響が最小限となるよう協力を求める。

周辺地区

指定状況	地区種別	地区の性格	現状	土地所有状況	保存管理の方針
	周辺地区 1	城郭を構成する曲輪（馬場・厩・武家屋敷等）	公園・道路	国有地・市有地	公園整備が予定される場合の対応 ・埋蔵文化財包蔵地：事業者は遺構保存への協力を求める。 ・埋蔵文化財包蔵地以外：史跡隣接地であることに配慮した計画となるよう事業者は協力を求める。
	周辺地区 2	城郭周辺を構成する自然地形（旧河道・崖地）	公園	国有地	埋蔵文化財包蔵地としての手続きを適切に行い、公園整備が予定される場合は、史跡隣接地であることに配慮した計画となるよう、事業者は協力を求める。



仙台城跡の主な遺構